

1. 息苦しさ・強いだるさ・高熱のいずれかがある場合
発熱・咳・のどの痛みなど、風邪の症状が4日以上続く場合
(基礎疾患等ある者、我慢できない場合は4日待たず直ちに)
原因不明の味覚・嗅覚の異常がある場合
 - ✓ 自宅で安静にし、出歩かない。
 - ✓ 居住地の新型コロナウイルス相談窓口にご相談する。
 - ✓ 情報集約のため名大保健管理室に連絡する。また、判断に迷う場合、同室にご相談する。
 - ✓ 来学しない。

2. 保健所から濃厚接触者と特定された場合
 - ✓ 保健所/保健センターの指示に従い自宅等で待機。
 - ✓ 情報集約のため名大保健管理室に連絡する。
 - ✓ 来学しない。

3. 感染者となった場合
 - ✓ 保健所/保健センターの指示に従う。
 - ✓ 情報集約のため名大保健管理室に連絡する。
 - ✓ 来学しない。

4. 同居する家族が濃厚接触者と特定された場合
本人が濃厚接触者の特定を受けないが、濃厚接触が疑われる場合
 - ✓ 名大保健管理室に連絡し、指示を仰ぐ。

居住地の新型コロナウイルス相談窓口

- 保健所(名古屋市外)
- 保健センター(名古屋市内)
- 帰国者・接触者相談センター(時間外)

入院等の措置

名古屋大学保健管理室 (東山)

Phone: 052-789-3970

E-mail: hokekan@htc.nagoya-u.ac.jp

(夜間・休日は上記「居住地の新型コロナウイルス相談窓口」を優先)

- 名大保健管理室への連絡と同時に、
- ✓ 学生は本人から指導教員または部局教務係へ連絡する。
 - ✓ 教職員は本人から上司に連絡する。

*名大保健管理室の新型コロナウイルス感染症紹介ウェブサイト



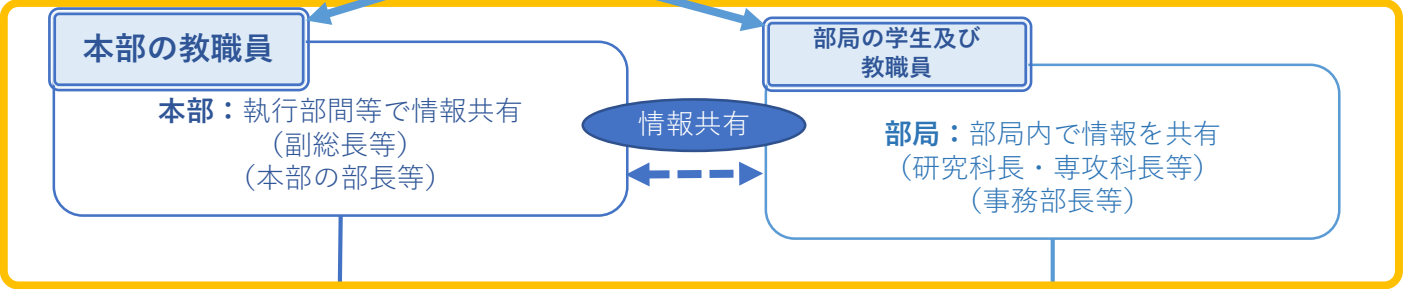
- ✓ 名大病院職員は別途病院の指針に従う。
- ✓ 病院職員以外の鶴舞キャンパス学生・教職員は本指針に従う。

保健管理室が情報を得た場合における連絡体制（学内）

名古屋大学保健管理室（東山）
Phone: 052-789-3970
E-mail: hokekan@htc.nagoya-u.ac.jp

連絡

管理部長、総務課長、施設監のいずれかに連絡



情報共有

名古屋大学
新型コロナウイルス感染症
リスク管理対策本部会議

管理部
TEL 平日：052-789-2008
メール：corona@adm.nagoya-u.ac.jp
(夜間・休日も随時対応)

本部の教職員
本部：執行部間等で情報共有
(副総長等)
(本部の部長等)

情報共有

部局の学生及び教職員
部局：部局内で情報を共有
(研究科長・専攻科長等)
(事務部長等)

連絡

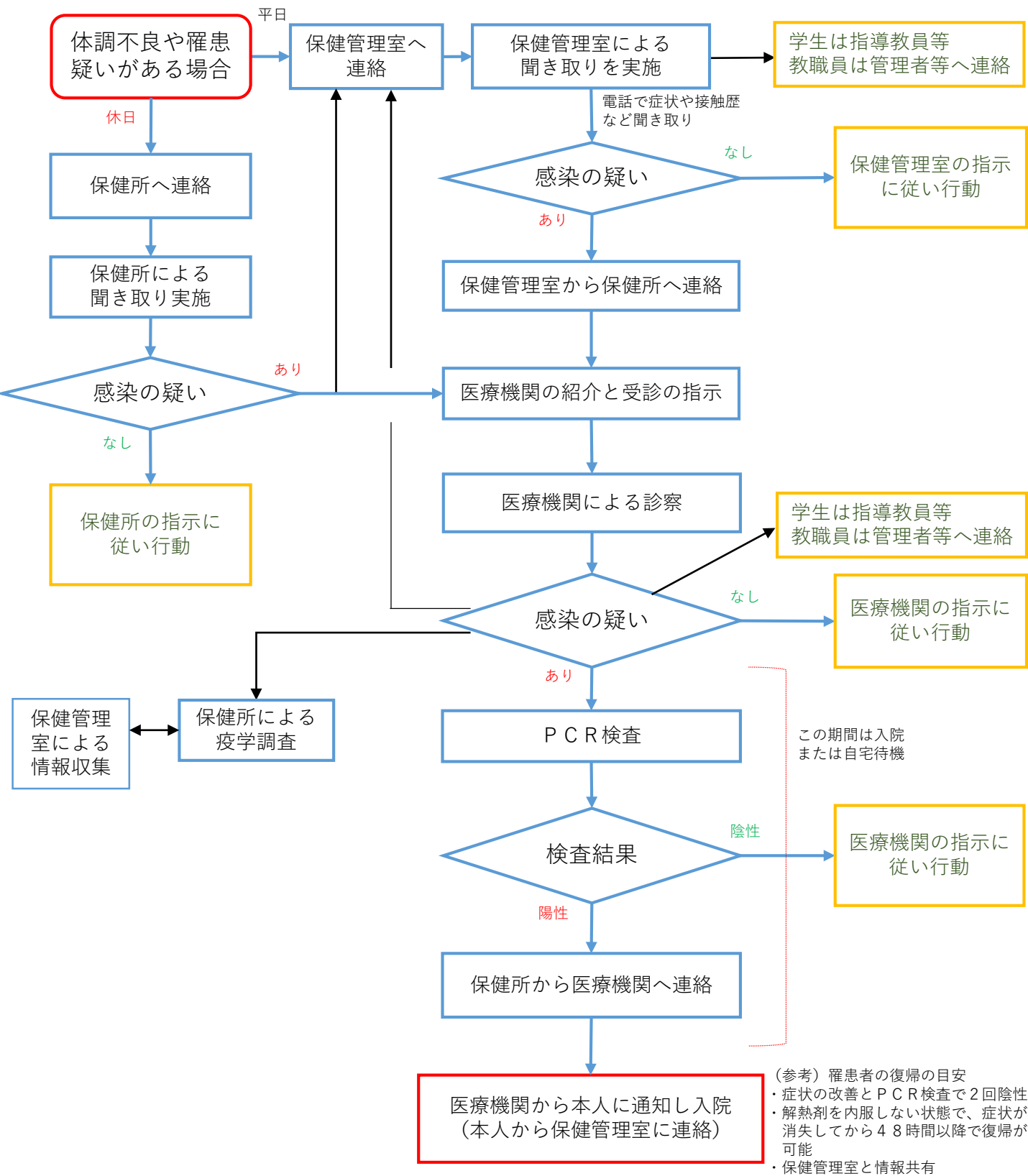
- ・教職員のご家族へ連絡
- ・当該教職員の管理者等へ連絡

連絡

- ・学生・教職員のご家族へ連絡
- ・当該学生の指導教員等へ連絡
- ・当該教職員の管理者等へ連絡

✓ 名大病院職員は別途病院の指針に従う。
✓ 病院職員以外の鶴舞キャンパス学生・教職員は本指針に従う。

1. 学生・教職員の罹患者確定・入院までのフロー



※上記によらず、風邪の症状がある場合は、来学自粛を要請

2. 学生・教職員が保健所から濃厚接触者と特定された場合の行動

- ・学生・教職員を問わず、保健所から濃厚接触者と特定された者は、保健所の指示に従い自宅等で待機
- ・同居する家族が濃厚接触者となった場合は、家族の体調に問題が無ければ、自宅等での待機は要請しないが、自身の健康チェックは必要のため、保健管理室に連絡する

3. 学生・教職員に濃厚接触の疑いのある者が発生した場合の行動

- 学生については、濃厚接触の疑いがあれば自宅等で待機
- 教職員については
 - ・濃厚接触の疑いのある者は基本的に自宅等で待機
 - ・在宅勤務が可能である場合は、上司と相談して在宅のまま業務を行う
 - ・対応した上司は所属部局長及び本部（管理部総務課）に報告し、情報共有する

(通常業務への復帰の目安)

- ・接触した「罹患の疑いのある者」が、保健所で「陰性」と判断された時点
- ・自身の健康状態が良好であること

名古屋大学として定める「濃厚接触の疑いのある者」の目安

名古屋大学として定める「濃厚接触の疑いのある者」とは、罹患者が発病した2日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者とする

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居（共通エリアをシェアする寄宿舍などを含む）あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

（例）

- ・マスクを着用することなく、向き合って15分以上話した。
- ・同じテーブルで食事をした。
- ・マスクを着用することなく、同じ部屋で一定時間一緒に過ごした。（ゼミ、研究室、打合せ、執務等を実施など）
- ・手で触れるなど接触があった。

※ 現状では、積極的疫学調査で「濃厚接触者」を特定するのは、保健所が行うこととされている

（参考）

○国立感染症研究所 感染症学センター（令和2年4月20日）

●「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

●「患者（確定例）の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。

*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

●「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。